

春日井市都市緑化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、民有地の緑化活動の支援を図るため、予算の範囲内において春日井市都市緑化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 緑化施設 植栽その他の緑化のための施設及びこれらに附属して設けられている園路、土留その他の施設をいう。
- (2) 緑化面積 敷地内の緑化施設の面積で、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第9条第1号並びに第2号イ、ロ及びホの緑化施設の面積の算出方法により算出したものをいう。
- (3) 樹木等 樹木、芝、地被類、つる性植物等で多年生のものをいう。
- (4) 高木 成木に達したときの樹高が3.5メートル以上の樹木をいう。
- (5) 中木 成木に達したときの樹高が2メートル以上3.5メートル未満の樹木をいう。
- (6) 低木 成木に達したときの樹高が2メートル未満の樹木をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落にある民有地の敷地及び建築物（以下「敷地等」という。）において実施する別表第1に掲げる事業で、別表第2に掲げる要件を満たすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 緑化工法、緑化資材等の営業を目的とした緑化事業

- (2) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある敷地等における緑化事業
- (3) 本市の他の補助又は本市以外の団体等から補助金等の交付を受ける緑化事業
- (4) プランター等敷地等に定着していない移動可能な緑化事業
- (5) 補助金の交付の決定の日以前に着手した緑化事業

3 補助対象事業が工場立地法（昭和34年法律第24号）又は春日井市緑化の推進に関する条例（昭和48年春日井市条例第4号）（以下この項において「関係法令等」という。）に基づいて行う緑化事業である場合は、関係法令等によって定められた緑化率に2パーセントを加えた割合を上回っていなければならない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付申請日が属する年度内に事業が完了する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 緑化事業により設置される緑化施設の管理者（以下「管理者」という。）であること。ただし、緑化施設の設置者と管理者が異なる場合において、当該設置者が管理者との間で緑化事業により設置される緑化施設の管理義務を管理者が負う旨の取り決めがなされているときは、当該設置者を補助対象者とする。
- (2) 緑化施設の設置者と緑化事業を行う土地又は建物の所有者が異なる場合は、当該所有者に前条第1項に定める補助対象事業を行うことの承諾を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第2号に

規定する暴力団員又は同条第1条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めた者

(補助金の額及び補助対象経費)

第5条 補助金の額及び補助対象経費は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定により算定した補助金の額が10万円未満（生垣設置事業にあつては3万円未満）であるときは、これを交付しない。

3 補助対象経費には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まないものとする。ただし、次に掲げる者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて交付金額を算定することができる。

(1) 個人事業者ではない個人

(2) 消費税法（昭和63年法律第108号）における納税義務者とならない事業者

(3) 免税事業者

(4) 簡易課税事業者

(5) 国、地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）又は消費税法別表第3に掲げる法人

(6) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に、春日井市都市緑化推進事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 事業場所の位置図

(3) 事業内容を表す図面

- (4) 事業に要する経費の見積書の写し
- (5) 着手前の写真
- (6) 維持管理に関する誓約書
- (7) 市税の滞納がないことを証する書類（転入者にあつては、前住所地での市町村民税の滞納が無いことを証する書類）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 管理者と申請者が異なる場合において、管理者と申請者の間で、管理義務を管理者が負う旨の取り決めがなされているときは、申請者は、管理者が管理義務を負う取り決めをしたことを証する書類を交付申請書に添えなければならない。

3 申請者は、当該申請者と補助事業により設置される緑化施設の存する敷地等の所有者とが異なる場合は、当該敷地等の所有者に第3条第1項に定める補助対象事業を行うことの承諾書を交付申請書に添えなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、その適否を決定し、春日井市都市緑化推進事業補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「決定通知書」という。）又は春日井市都市緑化推進事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の決定を受けた後に事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、春日井市都市緑化推進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）に事業の変更内容が分かる書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更承認の通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、春日井市都市緑化推進事業補助金変更（中止・廃止）承認

通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

- 2 変更後の補助金の交付決定額は、変更前の補助金の交付決定額を超えない額とする。

（完了報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は当該事業完了の日が属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、春日井市都市緑化推進事業完了報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（第8号様式）
- (2) 事業に係る図面（平面図、緑化構造図等）
- (3) 事業着手前及び事業完了後の写真
- (4) 収支決算書
- (5) 事業に要した経費の領収書の写し又はそれに類するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するものであるかを審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、春日井市都市緑化推進事業補助金確定通知書（第9号様式。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。

- 2 前項の場合において、市長は事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、交付決定の取消しを行うことができるものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条第1項の規定により補助金の額の確定を受けた者は、確定通知書を受領した日から起算して14日以内に春日井市都市緑化推進事業補助金請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(表示板の設置)

第13条 補助金の交付を受けた交付決定者は、あいち森と緑づくり税条例（平成20年愛知県条例第2号）に規定されるあいち森と緑づくり税を活用して補助事業を実施した旨の表示板（第11号様式）を事業施工箇所に設置しなければならない。

(緑化施設の維持管理)

第14条 交付決定者は、事業完了後適正な緑化施設の維持管理に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 交付決定者は、当事業から取得した財産を、市長の承認を受けずに処分してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 市長は、交付決定者が承認を得ず財産を処分したときは、補助金の全部又は一部に相当する金額を返還させることができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

事業内容	規模等	補助対象経費	補助率	補助限度額
屋上緑化事業 壁面緑化事業	緑化面積 50㎡以上	1 樹木等、植栽基盤（土壌、軽量土、土壌改良材、防根層等）、灌水施設、園路整備に係る経費。ただし、植栽する個体の生育期間が2年未満しか見込めない場合は除く。 2 表示板の設置に係る経費	2分の1	500万円。ただし、緑化面積1㎡当たり3万円を上限とする。
空地緑化事業				500万円。ただし、緑化面積1㎡当たり1万5千円を上限とする。
駐車場緑化事業				500万円。ただし、緑化面積1㎡当たり2万円を上限とする。
生垣設置事業	生垣延長15m以上 （生垣の延長は幹から幹までとする。）	1 生垣設置に係る経費。ただし、植栽する個体の生育期間が2年未満しか見込めない場合は除く。 2 表示板の設置に係る経費		500万円。ただし、生垣の延長1m当たり5千円を上限とする。
民有樹林地活用型事業	樹林地面積の4分の1を超えない面積。ただし、50㎡	1 園路整備、柵、ベンチ、自然解説板、案内看板に係		500万円。ただし、緑化面積1㎡当たり1万円

	以上（既存民有樹林地は200 m ² 以上とする。）	る経費 2 表示板の設置に係る経費		を上限とする。
--	---------------------------------------	----------------------	--	---------

注 壁面緑化事業のうち、外壁に基盤を造成して実施する場合は、緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に基盤の高さを乗じて得た面積とする。

別表第2（第3条関係）

事業内容	要件
屋上緑化事業 壁面緑化事業 空地緑化事業 駐車場緑化事業	民有地の建物又は敷地で行われる事業であり、かつ、次に掲げる要件のいずれか1つ以上を満たすこと。 1 一般に開放されていること、誰でも眺望できること又は管理者の了承のもと見ることができること等、公開性があること。 2 高中木の植栽面積が、緑化面積の25パーセント以上を占めていること。
生垣設置事業	民有地の建物又は敷地で行われる事業であり、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすこと。 1 生垣延長のうち、公道及びこれに準じる道路に対する接道延長が50パーセント以上あること。 2 1 m当たり2本以上植栽し、生垣は地面から0.9m以上の高さを有すること。
民有樹林地活用型事業	民有地の建物又は敷地で行われる事業であり、かつ、次に掲げる要件を満たすこと。 一般に開放されていること、誰でも眺望できること又は管理者の了承のもと見ることができること等、公開性があるこ

	と。
--	----